

中野区災害廃棄物処理計画策定にあたっての基本的な考え方について

災害廃棄物処理計画は、今後発生が予想される大規模地震(首都直下地震など)や風水害等の大規模災害に伴い発生する災害廃棄物等について迅速かつ適正に処理するため、あらかじめ策定するものである。

中野区災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、以下の基本的考え方に基づいて検討を進めていく。

1 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物の処理については、中野区地域防災計画等との整合を図り実施することとし、その基本方針は以下のとおりとする。

《基本方針》

- (1) 衛生的な処理：生活環境の保全及び公衆衛生を確保するため、悪臭、害虫の発生等や感染症対策など有害性や腐敗性等の優先度を考慮し、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理を行う。
- (2) 安全性の確保：被災した住宅の解体作業や仮置場等での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全性の確保を徹底する。
- (3) 分別・再生利用の推進：膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、埋立処分量の削減と有効活用を図るため、徹底した分別と選別により可能な限りリサイクルを推進する。
- (4) 環境に配慮した処理：災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に可能な限り配慮し、適正処理を推進する。
- (5) 経済性に配慮した処理：最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。
- (6) 区民やボランティアとの協力：災害発生時のごみ等の排出・分別ルールや優先順位の考え方等を分かりやすく広報し、混乱を防ぐとともに、区民やボランティアと協力して分別等を徹底する。
- (7) 共同処理及び関係機関との連携：特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、民間企業等との緊密な連携を図りながら処理を行う。また、処理能力が不足する場合には、国、他自治体等からの協力・支援を受ける。

2 対象とする廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみに加えて、倒壊した建物等からの廃棄物等の処理や避難所ごみ、片付けごみ等の処理が必要となる。

本計画では、それらの災害廃棄物を対象とするが、通常生活における家庭ごみ、し尿及

び平常時において区が収集を行っている事業系一般廃棄物についてもあわせて考慮することとする。

《廃棄物の種類と概要》（太枠内が本計画の対象）

廃棄物の種類		概要	
一般廃棄物	災害廃棄物	がれき	<ul style="list-style-type: none"> 被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物
		ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 被災した住民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く。） 避難所で排出される生活ごみ（避難所ごみ） 一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ） 被災した事業場からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く。） その他、災害に起因する廃棄物
		し尿	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等に設置した仮設トイレからのし尿
	家庭ごみ、し尿	<ul style="list-style-type: none"> 通常生活で排出される生活ごみ 通常家庭のし尿 	
	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。） 	
産業廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物 	

3 対象とする災害の種類・規模

本計画は、中野区地域防災計画で示された地震災害及び風水害等の自然災害を対象とする。想定する災害の規模については、最大の被害が見込まれている東京湾北部地震（M7.3、冬18時発生）を前提とし、災害廃棄物等の発生量を推計する。

4 本計画に盛り込む主な内容案

本計画には、災害廃棄物処理等に係る各段階に必要な事項を盛り込むこととする。

- (1) 平常時（発災前）：事業者・他自治体等との協力・連携体制整備、仮置場選定準備等
- (2) 初動期（発災後約1か月）：発生量算定、処理実行計画策定、協力・連携体制実施、発災後広報、仮置場設置運営、ボランティア受援体制整備、処理進行管理等
- (3) 応急対策期（発災後1～3か月）：発生量及び処理実行計画の見直し、応急期広報、仮置場設置運営、環境モニタリング、国庫補助金申請事務対応等
- (4) 災害復旧・復興対策期（それ以降）：環境モニタリング、最終処分までの進行管理等

5 今後の予定

- | | | |
|------|----|------------------|
| 令和2年 | 1月 | 計画（素案）の策定 |
| | 2月 | 意見交換会の実施 |
| 令和3年 | 1月 | 計画（案）策定 |
| | 2月 | パブリック・コメント手続きの実施 |
| | 3月 | 計画策定 |